

英文論文集 (Journal of Marine Science and Technology) 及び英文論文集編集委員会に関する内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認

1. 英文論文集の刊行

本会は、海洋科学及び海洋工学に関する国際的な学術交流の場を提供するため、英文論文集を毎年 4 回以上発刊するものとする。

英文論文集は、「Journal of Marine Science and Technology」と称する。英文論文集に掲載する論文は original article, review article 及び technical note とする。

英文論文集は英文論文集編集委員会が編集に責任を持ち、本会が発行する。

2. 英文論文集編集委員会 (Editorial Committee)

英文論文集編集委員会は、英文論文の審査と英文論文集の編集を行う。

英文論文集編集委員会は、編集委員長(Editor-in-chief)、編集副委員長(Associate Editor)及び編集委員(Deputy Editor)により構成される。

3. 編集委員長、編集副委員長及び編集委員

編集委員長は、編集を統括し編集業務全体に責任を持つ。編集委員長の任期は 4 年とし、再任できない。次期編集委員長は、編集委員長及び編集委員が正会員の中から選定し、理事会に推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

英文論文集編集委員会に編集副委員長を置くことができる。編集副委員長は論文の審査、編集に携わり、編集委員会長を補佐する。編集副委員長の任期は 4 年とし、再任できない。編集副委員長は編集委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

編集委員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。編集委員の定年は 60 歳とする。理事会の議決を経て会長が委嘱する。編集委員は、編集委員長又は次期編集委員長候補者が理事会に推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

4. 英文論文審査委員 (Editorial Board Member)

英文論文を審査するため英文論文審査委員を置く。英文論文審査委員は編集委員長、編集副委員長、編集委員及び海洋科学及び海洋工学に関する学術に関して高い知見を有する者とする。編集委員長、編集副委員長、編集委員以外の英文論文審査委員は、編集委員会が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。英文論文審査委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5. 論文審査

(1) 編集委員長は各投稿論文について担当の編集委員を決める。

(2) 担当編集委員は英文論文審査委員の中から 3 名の査読者(Reviewer)を選ぶ。必要に応じて英文論文審査委員以外から査読者を選任することができる。査読者は原稿 1 部と論文審査票(Paper Review Form)をインターネットからダウンロードする。

(3) 査読期間は 1 ヶ月を原則とする。査読者からの質問、修正すべき点などは、担当編集委員が直接著者とやりとりする。この際、査読者の名前は公表しない。査読完了後、査読者は原稿ファイルを破棄する。

(4) 論文の採否は原則として査読者 2 名以上の可で採用とする。修正すべき点など査読者からの指摘については、担当編集委員が責任を持って確認し、最終結果を編集委員長に報告する。編集委員長は著者に最終結果を知らせる。

6. 英文論文集の贈呈

英文論文集は全編集委員へ各 1 冊、当該論文の査読者へ各 1 冊、その号の著者(代表者)へ 1 冊贈呈する。その他については別途定めるところによる。

7. 論文掲載料

掲載料を次の通り定める。招待論文は掲載料無料とする。

original article, review article 又は technical note:

8 頁まで 40,000 円

9 頁以上 11 頁まで、超過 1 頁につき 10,000 円

9 頁: 50,000 円

10 頁: 60,000 円

11 頁: 70,000 円

12 頁以上、超過 1 頁につき 30,000 円

12 頁: 100,000 円

13 頁: 130,000 円

カラー頁

最初の 1 ページ 110,000 円

2 頁以上、超過 1 頁につき 60,000 円

8. 論文の著作権

日本船舶海洋工学会論文集に掲載される論文の著作権は本会著作権内規により本会に帰属する。

9. その他

- (1) 日本船舶海洋工学会論文審査委員会で推薦され、英文論文集編集委員会です承された論文を英文論文集に掲載することができる。
- (2) 海外学協会 (RINA など) から推薦され、英文論文集編集委員会承認された論文を joint publication として掲載することができる。

附 則

- (1) この内規は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。